

簡易な収入(所得)額の申立書
【家計急変者】

○「令和6年度福井市低所得世帯物価高騰支援給付金申請書（請求書）（家計急変世帯分・こども加算）」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック（☑）してください。

☐ 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

（記入上の注意）
『予期せず家計が急変』した事には、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がない事が予め明らかであるものは**該当しません**。また、令和7年度住民税が課税となる見込みの方が世帯にいる場合は、該当しません。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和6年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入の減少のあった年月 ④	年間収入⑤			年間収入額合計 【A+B+C】 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 6年 月	円	円	円	円	円
2		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 6年 月	円	円	円	円	円
3		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 6年 月	円	円	円	円	円
4		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 6年 月	円	円	円	円	円
5		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 6年 月	円	円	円	円	円

- （記入上の注意）
- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい（扶養控除等申告書で届け出ている人数）。
 - ② 「令和6年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑して下さい。
 - ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑して下さい。
 - ④ 「収入の減少があった年月」欄には、住民税非課税相当の収入減少となった、令和6年1月から令和6年12月の任意の1か月の年月を記入して下さい。
 - ⑤ 「年間収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和6年1月から令和6年12月の間の収入合計を記入して下さい。
- | | |
|-------------|--|
| 給与収入 | ※給与収入がある場合にご記入下さい。
※給与と明細書や源泉徴収票などの収入額が分かる書類をご提出下さい。 |
| 事業収入又は不動産収入 | ※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入下さい。
※所得税の確定申告書、住民税申告書、帳簿などの収入額が分かる書類をご提出下さい。 |
| 年金収入 | ※公的年金収入がある場合にご記入下さい。
※年金決定（改訂）通知書、年金振込通知書、源泉徴収票などの支給額がわかる書類をご提出下さい。 |
- ※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、法令等により非課税と規定されているものについては、これらの収入として計上する必要はありません。
- ⑥ 「年間収入額」欄には、「年間収入」を合計した金額を記入してください。
 - ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
（早見表）

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	9 6 . 5 万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	1 4 6 . 9 万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	1 8 7 . 7 万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	2 3 2 . 7 万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	2 7 7 . 7 万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2 0 4 . 3 万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入して下さい。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】 年間収入額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑫
			給与所得 控除額 ⑧	事業収入 等の経費 ⑨	公的年金 等控除 ⑩		
1							
		円	円	円	円	円	円
2							
		円	円	円	円	円	円
3							
		円	円	円	円	円	円
4							
		円	円	円	円	円	円
5							
		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

⑥「年間収入額」欄には、表面の年間収入額（⑥欄）の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入下さい。

- ①表面【A】欄の額(＝給与収入分)が162.5万円以下 → 55万円
②表面【A】欄の額(＝給与収入分)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
③表面【A】欄の額(＝給与収入分)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
④表面【A】欄の額(＝給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費額をご記入下さい。
②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
: 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
: 60万円超130万円未満 → 60万円
: 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
(65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
: 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
: 110万円超330万円未満 → 110万円
: 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
: 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪「年間所得額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得額 ＝ ⑥年間収入額 － (⑧給与所得控除額 ＋ ⑨事業収入等の経費 ＋ ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

〈早見表〉	
扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいらない場合	41.5万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	91.9万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	123.4万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	154.9万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	186.4万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

簡易な収入(所得)額の申立書
【家計急変者】

○「令和6年度福井市低所得世帯物価高騰支援給付金申請書（請求書）（家計急変世帯分・子ども加算）」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック（☑）してください。

☐ 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

（記入上の注意）

『予期せず家計が急変』した事には、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られなくなったこと、また、令和7年度住民税が課税となる月以降の方が世帯に

申請書の『2.申請者が属する世帯の状況』に記載した全ての方の状況を記載して下さい。

⑥年間収入見込額が⑦非課税相当収入限度額より低ければ支給対象となります。その場合、裏面は記載不要です。

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が 扶養する者	令和6年度住民税 課税状況	障害者控除等 の適用	収入の減少 のあった年月	年間収入⑤			年間収入 額合計 【A+B+C】	非課税相当 収入限度額
						給与収入 【A】	事業収入 又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1	フクイ タロウ 福井 太郎	1 人	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 6年 6 月	1,440,000 円	0 円	0 円	1,440,000 円	1,469,000 円
2	フクイ ハナコ 福井 花子	0 人	☐ 課税 ☒ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 6年 6 月	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

扶養人数(=扶養控除等申告書に記載の人数)を記載し、下表<A>から人数に対応する区分の非課税相当収入を⑦欄に記載して下さい。

記載例②（所得で申請）

1	レイホク ジロウ 嶺北 次郎	1 人	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 6年 7 月	0 円	1,680,000 円	0 円	1,680,000 円	1,469,000 円
2	レイホク サクラ 嶺北 桜	0 人	☐ 課税 ☒ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和 6年 7 月	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

（記入上の注意）

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい（扶養控除等申告書で届け出ている人数）。
- ② 「令和6年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑し
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、
- ④ 「収入の減少があった年月」欄には、住民税非課税相当の収入減少と年月を記入して下さい。
- ⑤ 「年間収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和6年1月から令和6年12月の間の収入合計を記入して下さい。

記載例②の場合、⑥年間収入見込額の方が⑦非課税相当収入限度額より高いため、所得による申請となります(裏面を記入)。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入下さい。 ※給与明細書や源泉徴収票などの収入額が分かる書類をご提出下さい。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入下さい。 ※所得税の確定申告書、住民税申告書、帳簿などの収入額が分かる書類をご提出下さい。
年金収入	※公的年金収入がある場合にご記入下さい。 ※年金決定（改訂）通知書、年金振込通知書、源泉徴収票などの支給額がわかる書類をご提出下さい。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、法令等により非課税と規定されているものについては、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入額」欄には、「年間収入」を合計した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

（早見表）

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	96.5万円
配偶者・扶養親族（1名）を 扶養している場合	146.9万円
配偶者・扶養親族（計2名）を 扶養している場合	187.7万円
配偶者・扶養親族（計3名）を 扶養している場合	232.7万円
配偶者・扶養親族（計4名）を 扶養している場合	277.7万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

記載例①のように、収入で申請する場合、本欄の記入は不要

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入して下さい。

(フリガナ)		【収入】		【控除】		扶養人数に応じて、下表の該当する金額を記入して下さい。		当額
記載例②(所得で申請)		年間	⑥欄の年間収入見込額を記入して下さい。	⑧給与所得控除額	⑨事業収入等の経費	⑩公的年金等控除	⑪	⑫非課税所得限度額
氏名		⑥	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
レイホク ジロウ	1	1,680,000	円	800,000	円	880,000	円	919,000
嶺北 次郎								
レイホク サクラ	2		円		円		円	
嶺北 桜								
	3		円		円		円	
	4		円		円		円	
	5		円		円		円	

各欄に該当する控除額を記入して下さい。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)
が⑫非課税所得限度額を下回れば支給対象となります。

(記入上の注意)

⑥「年間収入額」欄には、表面の年間収入額(⑥欄)の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入下さい。

- ①表面【A】欄の額(=給与収入分)が162.5万円以下 → 55万円
- ②表面【A】欄の額(=給与収入分)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
- ③表面【A】欄の額(=給与収入分)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
- ④表面【A】欄の額(=給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費額をご記入下さい。
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円

⑪「年間所得額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得額 = ⑥年間収入額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	41.5万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	91.9万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	123.4万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	154.9万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	186.4万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用